居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書

<令和7年9月1日現在>

あなた (利用者) に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要 事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 松永技研	
主たる事務所の所在地	〒811-3115 福岡県古賀市久保564-16	
電話番号	092-214-8530	
代表者 (職名)	代表取締役 松田 稔彦	

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	ライズケアプランサービス福岡中央
主たる事務所の所在地	〒810-0045 福岡市中央区草香江2丁目5-20-703
電話番号	092-982-7318
管理者 (職名)	主任介護支援専門員 矢野 活美
職員体制	常勤1名以上
提供エリア	福岡市全域、春日市、大野城市、糟屋郡全域

3. 営業日時

営業日	月曜日~金曜日、祝日 ※8月13日~15日、12月29日~1月3日は除く
営業時間	午前9時00分~午後6時00分

※営業時間以外は、下記の携帯電話連絡先で対応いたします。

(携帯番号:070-1316-6796)

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者に対して、介護保険法等関係法令及び契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	当事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、 可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス 及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 当事業者は、利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立にサービス提供を行います。

5. 利用料

(1) 利用料金

サービス利用料については、下表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、下記利用料(下記記載加算含む)をお支払い頂く必要はありません。

※介護保険適用の場合において介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合、一旦利用料金をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、介護保険課で差額の払い戻しを受けることができます。

	利用料金
介護予防支援費(I)	442単位月
介護予防支援費 (Ⅱ)	472単位/月
居宅介護支援費(要介護1・2)	1057単位/月
居宅介護支援費(要介護3・4・5)	1373単位/月

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別単価(10.70円)を乗じた額となります

加算名称	単位数	算定回数・要件等
初回加算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合
		要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算(I)	250 単位	利用者が入院してから 1 日以内に、医療機関の
		職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	利用者が入院してから 3日以内に、医療機関の
		職員に対して必要な情報を提供した場合
退 カンファレ 連携1回	450 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サ
院 ンス参加無 連携2回	600 単位	ービスを利用する場合において、退院・退所にあた
•	. ,	って医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関す
退 カンファレ 連携1回	600 単位	る必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居
所 ンス参加有 連携2回	750 単位	宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
加 連携3回	900 単位	
算		
緊急時等居宅カンファレンス	200 単位	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利
加算		用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービ
		スの調整を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、
		医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行っ
		た場合
ターミナルケアマネジメント	400 単位	※下記 記載参照
加算		

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	200 単位	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場
		合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型 通所介護・指定福祉用具貸与)
		(C)/1/1

運営基準減算	基本単位	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
	数の 50 % に減算	できていない場合
業務継続計画未実施減算	所定単位 数の1%に 減算	居宅介護支援は令和7年3月31日までの間は減算を適用しない
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位 数の1%に 減算	
同一建物に居住する利用者への マネジメント	所定単位 数の95% を算定	

(2) 交通費 無料です。

(3)解約料 解約についての料金は一切いただきません。

※ターミナルケアマネジメント加算は利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで 算定します。

- ・ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ・担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ・把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ・把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ・必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること。

6. 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適 当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を 申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 事業者からの担当センター、介護支援専門員の交代

事業者の都合により、担当センター、介護支援専門員を交代することがあります。 その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分 に配慮するものとします。

7. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。 そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。)

8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従 業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10.質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

・前 6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用 具貸与の各サービスの割合

11.事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものと します。

12. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際に は関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容(例示)

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限 必要な利用者や家族個人に関する情報
- ②認定調査票(各調査項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	連絡先 092-204-8377 担当:矢野 活美
受付時間	月~金曜日、祝日 午前9時00分~午後4時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

東区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-645-1069
博多区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-419-1081
中央区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-718-1102
南区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-559-5125
城南区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-833-4105
早良区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-833-4355
西区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号: 092-895-7066
大野城市 介護保険課	電話番号: 092-580-1860
糟屋郡住民福祉部 介護福祉課 介護保険係	電話番号: 092-938-0229
春日市 介護保険課	電話番号: 092-584-1111
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号: 092-642-7859

令和 年 月 日

事業者は、利 項の説明を行い	用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要 ました。
事業者	福岡県古賀市久保564-16 株式会社 松永技研 代表取締役 松田稔彦
事業所	福岡市中央区草香江2丁目5-20-703 ライズケアプランサービス福岡中央
担当者	主任介護支援専門員 矢野 活美
私は、サービス 確認、同意しま	提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け した。
利用者住所	
氏 名	印
連絡先	
代理人及び家族代表 代理人住所	者
氏 名	(利用者との続柄)
連絡先	